

第5回犯罪被害者等基本計画検討会

平成17年7月11日
厚生労働省

基本法第 11 条関係（相談及び情報の提供等）

犯罪被害者等の要望に係る施策の

早期支援体制の確立【警察庁・厚生労働省・文部科学省】

児童相談所において、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭等に対し効果的な援助を行っている。

また、児童福祉法に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置される一時保護所において、虐待、迷子、置去り、非行などの理由により児童を一時的に保護しているところ。

婦人相談所において、女性に関する各般の問題に対し、相談対応・援助、一時保護を行っているところ。

犯罪被害者等の要望に係る施策の

長期支援体制の確立【警察庁・総務省・法務省・厚生労働省・国土交通省・文部科学省】

要保護児童、要保護女子に対しは、必要に応じ、児童養護施設や婦人保護施設等への入所措置を行っている。

児童養護施設への入所児童に対しては、心理療法担当職員によるカウンセリングの実施や、被虐待児個別対応職員による個別的な手厚いケアの実施を行っている。

また、退所後のアフターケアについても、平成 16 年の児童福祉法の改正において盛り込んだところであり、児童養護施設等において、退所児童に対し、相談などに応じることとしている。

婦人保護施設への入所者に対しても、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施するなど、自立に向けた取り組みを進めているところ。

さらに、母子生活支援施設に入所している母に対しては、生活指導や就労支援など自立に向けた取組を進めている。

基本法第 21 条関係（調査研究の推進等）

犯罪被害者等の要望に係る施策の

その他人材の養成等

- ・被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省・国土交通省・文部科学省】
- ・子どもの援助に精通している者の養成が必要【警察庁・法務省・厚生労働省・文部科学省】

児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応するため、第一線の専門的援助者の養成等を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）」が平成 14 年に設立され、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行い、これら職員の資質の向上が図られているが、厚生労働省においては、本センターが実施する研修等に要する経費の補助を行っているところである。

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門官養成所においては、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の要請研修及び児童自立支援事業に従事している者の訓練研修を行っている。

国及び地方公共団体は、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために、婦人相談所、福祉事務所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間団体等の職員及び婦人相談員、母子自立支援員等を対象とした関係機関職員の専門研修を実施している。

チャイルド・ライフ・スペシャリストをもっと多く養成する必要がある。このような人材を、総合病院だけでなく児童福祉施設でも雇わなければならないシステムを作れないか。【厚生労働省】

「チャイルド・ライフ・スペシャリスト」の意味するところが不明ではあるが、児童養護施設等の入所施設では、児童指導員等を中心に、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として生活指導を行うとともに、児童の家庭の状況に応じて、その家庭環境の調整を行っているところ。

相談窓口の担当員に対する研修について、1回1、2時間の話を聞いてもわからないことがある。ロールプレイをして、自分が口に出してやってみて「違う、被害者だったらどういうふうに思うと思うか」というきめ細かい研修が必要である。【警察庁・法務省・厚生労働省・文部科学省】

児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応するため、第一線の専門的援助者の養成等を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）」が平成14年に設立され、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行い、これら職員の資質の向上が図られているが、厚生労働省においては、本センターが実施する研修等に要する経費の補助を行っているところである。

国及び地方公共団体は、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために、婦人相談所、福祉事務所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間団体等の職員及び婦人相談員、母子自立支援員等を対象とした関係機関職員の専門研修を実施している。

犯罪被害者等の要望に係る施策の

犯罪被害実態等に関する調査研究の充実

犯罪被害者のきょうだいの問題に関する調査・研究を充実させてほしい。【警察庁・法務省・厚生労働省】

児童虐待に関する臨床研究等を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報センター）」が平成14年に設立され、虐待を受けた子どもに対する高度な支援技術の開発を目指して、児童福祉施設での臨床研究による方法論の開発などが行われているが、厚生労働省においては、本センターが実施する調査研究等に要する経費の補助を行っているところである。

また、厚生労働科学研究においても、従来より幅広い分野の研究者の参画を得て児童虐待対策に関する調査・研究を実施しており、これらの問題についても推進していくこととしたい。